

調 達 品 目 表

調達要求番号	3-05-1006-386A-LF-2026	作成部課	補給本部需品部需品管理課
調達要求年月日	令和 5年 4月 27日	作成年月日	令和 5年 4月 27日
仕様書番号	C & L P S - M 0 0 0 0 2 - 1 4		
物品番号	6 9 1 0 - 4 2 8 - 3 9 1 8 - 5 M 1		

品名	カタログ製品名 ^{a)}	数量
2次救命処置 シミュレータ (全身)	(株) フジタ医科器械: T r a u m a F / X (Airway Plus Lifecast-Pulses and Breathing, Clinical Response Lower) 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)	2 S E

注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。また、数量については、箇条 2a) を基準とする。

1.4 引用文書等

b) 関連文書

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について (通知) (装管調第807号 令和3年1月21日)

2 製品に関する要求

同等とする性能等は、次による。

a) 構成 (基準)

- 1) シミュレータ本体 × 1 E A
- 2) 遠隔操作用コントローラー × 1 E A
- 3) 被教育者用模擬生体情報モニター × 1 E A

b) 性能要求

- 1) 本品の機能は、次による。
 - 1.1) 音声による発声が可能である。
 - 1.2) 複数箇所からの大量出血を模擬可能である。
 - 1.3) 状況に応じて眼球の状態を変化可能である。
 - 1.4) 止血帯による止血の手技を訓練可能である。
 - 1.5) ジャンクショナルターケットによる止血の手技を訓練可能である。
 - 1.6) 左右両肺の同時及び個別の上下運動を模擬可能である。
 - 1.7) 脱気針による胸腔減圧時の空気の排出を模擬可能である。
 - 1.8) 片脚の外傷切断の状態と五体満足の状態を模擬可能である。

調 達 品 目 表 (続 き)

- 1.9) 頸部及び橈骨で脈拍を触知可能な機能を有する。
- 1.10) 気管内チューブの挿入等による気道の確保を訓練可能である。
- 1.11) 輪状甲状じん帯の切開による外科的気道確保を訓練可能である。
- 1.12) 実際の穿刺有効範囲に対応した胸腔穿刺手技を訓練可能である。
- 1.13) 脛骨近位，上腕骨近位，胸骨における骨髄穿刺を訓練可能である。
- 1.14) 胸腔穿刺によるニードル減圧を訓練可能である。
- 1.15) 輸血等の際のルート確保（静脈路及び骨髄路）を訓練可能である。
- 1.16) シナリオ設定が可能であり，救護処置状況に応じて生体反応の程度を任意に調整可能である。
- 2) シミュレータ本体の性能は，次による。
 - 2.1) コンプレッサ型の全身模型である。
 - 2.2) 全長が，160 cm 以上 190 cm 以下である。
 - 2.3) 重量が，35 kg 以上 90 kg 以下である。
 - 2.4) 輪状甲状じん帯部分の消耗品を交換可能な構造を有する。
 - 2.5) 小雨下での使用に耐えられる程度の防滴性能を備えている。
 - 2.6) 遠隔操作用コントローラーにより，無線で遠隔操作可能である。
 - 2.7) バッテリーにより稼働し，10時間以上連続で使用可能である。
- 3) 遠隔操作用コントローラーの性能は，次による。
 - 3.1) 本体の模擬状況を設定可能である。
 - 3.2) 本体の模擬状況を確認可能である。
 - 3.3) バッテリーにより稼働し，8時間以上連続で使用可能なこと又は充電しながら使用可能である。
 - 3.4) 生体情報（血圧・脈拍・心電図・血中酸素飽和度）の模擬状況を確認可能な画面を備えている。
- 4) 被教育者用模擬生体情報モニターの性能は，次による。
 - 4.1) 生体情報（血圧・脈拍・心電図・血中酸素飽和度）の模擬状況を確認できる画面を備えている。
 - 4.2) 画面サイズは，7.1インチ以上である。
 - 4.3) 充電式のバッテリーで稼働し，充電しながらでも使用可能である。
- 5) その他の要求は，次による。
 - 5.1) 国内で修理及び整備を実施することが可能である。
 - 5.2) 納入時に納地において操作説明を行う。
 - 5.3) 本製品は，情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止，暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると契約の相手方が知り，又は知り得るべきソースコードプログラム，電子部品，機器等の埋込み又は組込みその他，官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

2.2 製品の表示

製品の表示は，1種銘板とする。

調 達 品 目 表 (続 き)

5.1 提出書類

類別原資料の提出は、不要とする。

5.2 附属品 (標準附属品である場合を除く。)

本体 1 S E 毎に次に示す製品を附属させる。

- a) 本体用衣服 × 1 S E
- b) 収納ケース × 1 E A
- c) 義足カバー × 1 E A